

私立高校(都認可通信制[※])の 授業料負担が軽減されます!

※NHK学園高等学校、大原学園高等学校、科学技術学園高等学校、北豊島高等学校、聖パウロ学園高等学校、東海大学付属望星高等学校、目黒日本大学高等学校、立志舎高等学校

就学支援金 + 授業料軽減助成金 = **最大265,000^{※1}円** (都認可私立通信制高校 平均授業料相当)

	授業料の負担軽減		授業料以外の負担軽減
	就学支援金(国)	授業料軽減助成金(都)	奨学給付金(都)
所得要件超過 多子世帯 ^{※2}	(授業料軽減助成金)多子世帯 所得要件を超えている場合でも、扶養する23歳未満の子 が3人以上いる世帯は、5万9,400円負担軽減されます。		
年収目安(モデル世帯) ^{※5} 約910万円 ~ 約590万円	118,800円 (単位制:4,812円×履修単位数 ^{※4})	+ 146,200円 ^{※1}	
約590万円 ~ 約270万円	297,000円 ^{※3} (単位制:12,030円×履修単位数 ^{※4})		
約270万円 未満			+ 52,100円
生活保護世帯			+ 52,600円



※1 年収目安約 590 万円～ 910 万円の世帯における授業料の負担軽減額(就学支援金と授業料軽減助成金の支給総額)は、265,000 円の範囲内で、

在学校の授業料額(保護者が負担した金額)が上限となります。

なお、授業料の実負担額や所得等の状況により 265,000 円に満たない場合があります。また、就学支援金により授業料が全額軽減される場合は、授業料軽減助成金は支給されません。

※2 所得要件超過多子世帯：所得要件を超過しているが、扶養する 23 歳未満の子が 3 人以上いる世帯

※3 年収目安約 590 万円未満の世帯における授業料の負担軽減額(就学支援金の支給額)は、297,000 円の範囲内で在学校の授業料額(保護者が負担した金額)が上限となります。

※4 1 単位当たりの授業料が定められている場合は、履修単位に応じた支給となります。支給対象単位数の上限は、年間 30 単位で、在学中の合計は 74 単位が上限となります。

※5 年収目安は、保護者 1 人のみ給与収入がある 4 人世帯(夫婦と子 2 人)をモデルとした場合です。年収は目安であり、区市町村民税課税標準額等に基づき審査を行います。

入学時に必要な費用のうち25万円を無利息でお貸しする「入学支度金貸付制度」があります。

(制度の有無、貸付額は学校により異なります)

○令和 5 年 1 月時点の報道内容をもとに当協会がまとめたものです。

○申請手続等の詳細については、4 月以降、東京都・(公財)東京都私学財団・各学校からお知らせします。